

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
 編集／三原市人権文化センター
 所在地／三原市長谷一丁目6番1号
 電話／0848-66-1111
 FAX／0848-66-1112

新年度市主催講座受講生募集！

NO	講座名	開催曜日	時間	募集	内容	備考
1	ピアノ教室	毎週 月曜日	17:50~18:10	1	小学生以下が対象になります。 ピアノの音色を通じて感受性豊かに成長することをめざしています。	教材費が必要
			18:10~18:30	1		
			19:10~19:30	1		
		毎週 火曜日	17:50~18:10	1		
			18:10~18:30	1		
			18:50~19:10	1		
2	太極拳教室★	第2火曜日 偶数月 第4火曜日	9:30~12:00	若干名	初心者歓迎です。 静かな運動で健康にもよく、今の受講生はみんな輝いています。	毎週金曜日に指導者の教室も行っています。
3	生花教室★	第2金曜日	18:00~19:30	若干名	花のある生活を楽しみ、四季の花との出会いに心が豊かになります。	教材費が必要
4	絵手紙教室★	第2火曜日	13:30~16:00	若干名	大切な人に心を込めて絵を描いた葉書を送ってみませんか。	教材費が必要
5	カラオケ教室★	奇数月 第2金曜日	13:00~17:00 のうち2時間	若干名	自分の好きな歌を練習でき、みんな着実にレパートリーを増やしています。	
6	パソコン教室	毎週 金曜日	13:30~15:30	若干名	初心者向けの教室です。 ワード・エクセルの使い方から、年賀状の作成など日常生活に役立つ技術を学べます。	(持参物)ノートパソコン(仕様) ・ウィンドウズ10以上 ・エクセル、ワード搭載

1. 受付: 3月1日(金)~19日(火) 平日8時30分~17時15分
2. 申込方法: 電話(0848-66-1111) FAX(0848-66-1112) または事務所窓口まで
3. 受講料: 無料。教材費がかかる講座があります。
4. 抽選: 申し込みが定員を超えた場合は抽選します。
5. 開催曜日: ★のある教室の開催曜日は自主講座もありますので、詳しくはセンターまでお問い合わせください。
6. その他: 開催日については変更する場合があります。



太極拳教室



生花教室



パソコン教室

人権相談

人権相談員が相談をお受けします。◇とき 土・日・祝日を除く10時~16時
 相談は無料で、秘密は守られます。◇ところ 三原市人権文化センター
 お気軽にご相談ください。◇電話 0848-66-1111



「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。
今月から、4回にわけてこの条例について紹介します。 【第1回】

【すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例とは？】

近年、持続可能な開発目標(SDGs)の提唱や国の人権に関する様々な法律の制定など、社会的な人権意識が高くなっています。日本国憲法で保障されている基本的人権の尊重に基づき、三原市でも「人権尊重都市宣言」を行い、市民の人権を尊重する取り組みを続けてきました。

しかしながら、今なお多くの人権課題が存在しており、近年ではインターネットの発達やスマートフォンの普及で、差別を助長したり、個人を誹謗中傷する書き込みが多く発生し、市民の人権が守られていない状況が心配されます。そこで、「すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残されない安心して暮らせるまち」「誰もが真に大切にされ、人権が尊重されるまち」を市民や事業者の皆さんと共につくるため、めざす姿や基本理念などを共有できる条例を作りました。

基本理念(第3条)

市民や事業者は、人権の尊重のまちづくりはすべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現することを基本に取組まなければならない。

【解説】

市は、全ての人が基本的人権をもっているかけがえのない個人として尊重し、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者などの差別のない誰もが真に大切にされるまちづくりを実現することを基本に施策を取り組まなければならないことを示しています。



人権条例
二次元コード

★きょうは何の日？ 3月 人権カレンダー



3月1日～8日 女性の健康週間

厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。ライフスタイルが多様化する中で、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすための総合的な支援を目的とし、国及び地方公共団体、関係団体等、社会全体が一体となって様々な取組、行事等の普及啓発を行っています。